

わかわ

暑中お見舞い
申上げます

いかやき
フランクフル
ひやしうど
カレーうどん
やきそば
カレーライス
コロツケ
ジュース

貸パ
ラ
ン
ル
テ
ラ
ル
セ
ト
2500 1000



共働きと陪審制・ 婿選びと法曹一元制

坂元 和夫

はじめに

司法制度改革審議会において、法曹一元制と陪審制の導入の是非が論議の焦点になっていきます。この二つの改革案は、司法を国民に利用しやすくする画期的なものなのですが、何故か、裁判所にはあまり評判がよくありません。

陪審制と共働き

陪審制の導入論に対する裁判官のこうした反応について、共同通信社会部記者の飯田裕美子氏は、次のような比喻をもって批判しています（『自由と正義』二〇〇〇年二月号）。

「この関係は、夫の収入だけで食べていける家庭の妻が働きたいと言いだしたときの夫の苛立ちに似ている。『何が不満なのだ。悪いところがあるのなら言ってみろ』と大抵の夫は言うだろう。夫が優秀な職業人であること、自分が明日から夫と交代できないことは、妻はよく分かっている。そ

れでも、妻は、完全分業を少しでもいいから崩したいと思っているのだ。夫が本当にすばらしいパートナーなら、妻の内在的要求が『よその奥さんの真似』なのか本物なのかどうかを見極め、本物だとすれば、どうしたら妻のエンパワーメントを實現できるかに心を砕くはずである」。

以上、親には絶対服従するが、妻である自分のことを本当に考えてくれるかどうか分からないと抗います。

新堂幸司教授は、飯田裕美子氏のこの文章を引用しながら、陪審制導入の問題は、現場の制度運営上の日常努力とは連続性のない問題であり、今まで裁判官が専有していた判断権限を一部にせよ一般市民に渡すかどうかがストレートに問われているのだと喝破されています（法務研究財団名古屋支部立ち上げ記念講演「司法制度改革論の行方と当財団の役割」）。

以上、親には絶対服従するが、妻である自分のことを本当に考えてくれるかどうか分からないと抗います。

法曹一元の本質

ところで、法曹一元は、いろいろな顔を持っていきます。私は、法曹一元とは、「法律専門職に従事した経験のある者の中から、その実績を客観的に評価して適格者を裁判官に選抜する制度だ」と考えています。

これに対して、法曹一元とは、「弁護士から裁判官を選ぶ制度だ」と言う人もいますし、「社会経験や当事者経験のある者から裁判

法曹一元制と婿選び

ところで、先日、NHK

官を選ぶ制度だ」と言う人もいます。中坊公平氏は、「裁かれる立場にある者から裁く者を選ぶ制度だ」と言われます。これらは、必ずしも別の事を言っているのではないのですが、見る角度や重視する点が少しづつ違うのです。

ただ、法曹一元という一般に分かりにくく、人によって説明の仕方が違う制度について、制度の目的とか副次的効果を削ぎ取って、端的にそれが何かを言うとしたら、裁判官の子飼いや制度（キャリアシステム）に對置される裁判官の「実績評価による選抜制度」だとするのが直截で分かりやすいのではないかと考えています。

国際シンポジウム

本年六月四日立命館大学で日弁連主催の国際会議「日本における司法への市民参加」が開催されました。パ

ネリストは、国際色豊かに、アメリカ、アルゼンチン、ブラジル、デンマーク、フランス、ドイツ、ロシア、スペイン、イギリスの大学教授選でした。その中で、弁護士経験のある人が二人、裁判官を兼任し又はその経験のある人が四人いました。

この九カ国の中で、陪審制を採用している国が五カ国、参審制の国が二カ国（ドイツとフランス）、両方を採用しているのがデンマークで、アルゼンチンは、憲法が国民の陪審裁判を受ける権利を定めているが法律が出来ていないようでした。

興味深かったのは、陪審採用国がすべてこれを積極的に採用する市民がどうしても職業裁判官に遠慮をしてみようと指摘していたこと、デンマークの教授が、日本が市民の司法参加を考えるのなら、先ず、陪審を部分的にでも導入して国民に自信をつけさせる必要がある、

その後でコスト等の点から部分的に参審導入を検討したらよいと言われたこと、フランスで、裁判官の分離養成システムが閉鎖的な裁判官社会を生み出していることが問題となり、多様な法律職経験者からの裁判官登用が検討されていること、ロシアでは、裁判官の待遇が一般市民と変わらないので、その生活も意識も一般市民と同様であることなどでした。

懇親会の席で、デンマークの教授から、ヨーロッパでは、オランダが唯一陪審も参審も採用していない変わった国だが、日本と何か共通点でもあるのだろうかと言われたことと揶揄めいて言われたことから、以前、私がベルギーを旅行したときに、オランダ人は、観光旅行に來ても自分達だけで行動し、一般的にケチで利己主義の人が多いので、ヨーロッパでは評判が悪いと聞いたことを思い出しました。

このように言うと、オランダがいかに閉鎖的な国のように聞こえますが、裁判官任用制度については、オランダは、実は、法曹一元に近いシステムを採用しているのです。この国では、裁判官は、法学部卒業後、六年間の司法官試験を経て裁判官になるルートと、実務経験六年以上の弁護士等の外部法律家から裁判官になるルートがあり、近年、後者の割合が増えて七〇%以上を占めるに至っているそうです。そのうえ、裁判所の所長や長官のポストが公募制で決められ、大多数の裁判官が加入する労働組合もあるとのこと（日弁連新聞二〇〇〇年六月一日号・明鏡英樹報告による）。

将来の展望

日本は、明治維新以来、

近代国家への脱皮を目指して、西欧の政治・社会システムの移入に努めてきました。司法制度については、主としてドイツを模範としましたが、彼の国の陪審（参審）などの民主的な制度は意識的に除いて、中央集権的・官僚制的な制度だけを取り入れたようです。

そして、戦後の改革においても、司法部は、陪審についても法曹一元についても導人に徹底して反対しました。以後、半世紀余りが経過して、わが国は、今や、世界の文明国の中で最も遅れた司法制度を後生大事に守っている変わった国と見られるに至ったわけです。グローバリゼーションが叫ばれる今日、わが国も一日も早く陪審制や法曹一元制を導入して、司法の分野でも世界の文化的先進国の仲間入りをしたいものです。

以上



原爆訴訟は今

尾藤 廣 喜

◆京都原爆訴訟とは

京都で原爆症の認定を求め裁判があることを存じますか。

京都市内に住む高安九郎

さん(ペンネーム・七四歳)は、徴兵されて広島、船舶通信補充隊(爆心地から一・八㎞)にいたときに被爆し、現在、重い肝機能障害と白血球減少症に苦しんでいます。

高安さんのこの症状が原爆の放射線によるものであるとの主治医の診断がなされているにもかかわらず、厚生大臣は、高安さんの症状が原爆の放射線によるものであるとの認定を求める申請(原爆症の認定申請)を認めませんでした。

このため、高安さんが、この処分を取り消しと違法なこの処分による損害賠償

を求めて、京都地方裁判所に一九八六年(昭和六一年)一〇月二日に訴訟を起こしたのが京都原爆訴訟です。

◆この裁判の意義は

原爆の放射線による病気のために治療が必要になっている被爆者に対しては、医療特別手当が支払われることになっています。この裁判は、高安さんの認定申請を認めさせ、手当の支給を実現することをまず目的にしています。しかし、それだけではありません。

◆「DS八六」とは

原爆症の認定申請があった場合、厚生大臣は、原爆医療審議会に審議をまかせることになっています。ところが、この審議会は、申請者の一人ひとりの症状を分析することをせず、申請者の被爆した地点の爆心地

からの距離に基づいて、「DS八六」という放射線量推定式によって被爆線量を推定し、これと申請者の病名を照らし合わせた基準表にあてはめて、推定した線量が基準表の線量に足りないときは認定しないという判断をしています。

つまり、厚生大臣が問題

にしているのは、申請者の具体的な症状ではなく、専ら申請者の被爆した地点の爆心地からの距離と病名のみだといっても言い過ぎではありません。

このような判断の結果、この制度が発足した当時は申請した人のうち認定された人の率は九〇%台だったものが、現在は三〇%台まで低下しています。

この裁判は、このような被爆者対策の誤った運用を根本的に改めさせようとするものです。

そして、一審の京都地方裁判所は、一九九八年(平成一〇年)一二月一日、

高安さんの主張を全面的に認める判決を下しています。

◆長崎原爆松谷訴訟の最高裁判決は

高安さんと同様に原爆症の認定を求めた裁判である長崎の松谷英子さん(五八歳)の事件の最高裁判決が、本年七月一八日に下されました。

判決では、松谷さんの右半身不全麻痺と頭部の外傷について、放射線によるものであるとして、厚生大臣の認定却下処分が取り消されました。

この判決は、原爆症認定をめぐる初めての最高裁判決であることが注目されました。そしてその中で、厚生大臣が判断のよりどころとしている「DS八六」に

ついて、「なお未解明な部分を含む推定値であり、現在も見直しが続けられる(これを)機械的に適用することによって、事実を必ずしも十分に説明することができないものと思わ

れる」として、真正面から批判していることが極めて重大な意義を持っています。

◆真の意味での核廃絶のために

高安さんの裁判は、本年一〇月五日、大阪高等裁判所の判決が出される予定です。

最高裁の判決で、現在の認定制度の運用が根本的な批判をされた今、厚生大臣はまず、原爆症の認定のありかたを根本的に転換する必要があります。

また、高安さんの事件についても、判決を待たずに、高安さんの請求を認めるべきです。

ドイツのヴァイツゼッカー前大統領は「過去の非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすい」と述べています。過去の被爆者への完全な補償なくして、「ノーマア・ヒバクシャ」の願いの実現はあり得ません。



背広集団ハワイに行く

山崎 浩一

今年の二月二十八日から三月四日まで、総勢九〇人の日弁連の調査隊の事務局としてハワイに行ってきた。

日弁連は、司法改革として、法曹一元と陪審制度の実現を唱えています。少しでも多くの弁護士が、実際の制度をその目で見て、実感しようというのがツア－の目的です。そこでツア－の名前も「百聞は一見に如かず」です。

比較的行き易く、日本語のできる裁判官や弁護士がいるという理由からハワイイを選びました。

今回の調査には調査先との交渉から通訳まで一切を丸田隆教授（関西学院大学教授）にしていた。ハワイ大学ロースクールにも

全面的に協力していただきました。

ハワイということでワイキキビーチでのんびりという光景を想像した弁護士も多かったのですが、結局、連日調査ばかりで、一度も水着をスーツケースから出さずに終わった弁護士も多かったのです。

弁護士の多くが、陪審裁判を初めてみるということで、市民が陪審員として法廷に座っている光景を食い入るようにつめていました。裁判官、検察官、弁護士が陪審員に敬意を払っている様子に痛く感銘を受けていました。

私も、初めて陪審裁判を見たときに感じたことですが、市民が司法権を担うことの理論的正当性は頭では

分かっていても、実感が得られなかったのですが、目の前で普通に行われる陪審裁判を見て、なるほど、民主主義の司法とはこういうことなんだという実感を持つことができたのです。

陪審裁判を担当する裁判官に質問すると、誰もが陪審裁判はよい制度である、自分は陪審員を信頼していると答えていました。

法曹一元は、弁護士や検察官、ロースクールの教員等の法曹資格を有する者から裁判官を選ぶ制度ですが、法曹一元の本質は、誰から裁判官を選ぶかというだけの単純なことに尽きないものです。昨年カリフォルニアに行ったときと同様、裁判官になりたいという候補者から裁判官を選ぶ手続きに市民が関与し、しかも任期一〇年を経過し、再任を認めるか否かという時にも市民が関与するということです。しかも、ハワイでは三年と七年目に弁護士に裁

判官の評価アンケートを取り、それを再任の資料にするというのです。

たまたまハワイのホテルにおいてあった新聞に面白い記事がありました。それは、裁判官のポストに一つ空きができたので、希望者は申し出るようにという広告です。もう一つは、カレンさんという裁判官が任期一〇年経過し、再任を希望しているので意見のある人は誰でも申し出てくださいという記事です。

裁判官の地位が、裁判当事者、弁護士、市民の意見に立脚しているということを実感する記事でした。

私は、日本に是非とも陪審制度が必要だと思いますが、それは一般の人が裁判官より優れているからだという理由からではありません。

もちろん司法制度として陪審制度は大変に優れていると思います。しかし、それにも増して社会制度とし

て必要だと思っています。今の日本にはあらゆる面で民主主義が無いに等しいと思います。陪審制度が実施されれば、主権者意識が芽生えると思います。

有名な政治学者のトクヴィルは、陪審は人々に社会への義務感を養い、利己主義がはびこるのを防ぎ、無料常時開設の学校として人々の判断力を形成し、知能を拡充すると述べています。



ハワイの州巡回裁判所



科学者の社会的責任論

中村 多美子

本との再会

どうもぼーっと電車に乗っていることのできない質の私は、その日も地下鉄に乗る前に、近くの本屋で本を眺めていたところ、ちょっと懐かしい本を発見しました。「ご冗談でしょう、フاینマンさん」というその本は、かつて私が大学時代、「フاینマン物理学II」を広げて電磁気学の

期末試験の勉強をしていたときに図書館で見つけ、息抜きに読むつもりが、つい読みふけてしまい、あわや単位が：なんて目にあいかけた本でした。「フاینマン博士は、朝永振一郎博士とともに、ノーベル物理学賞を受賞した

物理学者ですが、破天荒かつユーモアあふれる人柄で、

ちゃめつけたっぷりのいたずらを仕掛けて周囲を振り回しては楽しんでいた人ですよ。この本には、そうした博士のエピソードがたくさん詰まっています。ところが、学生時代には何気なく読んだ箇所で、私は、はたと考え込んでしまいました。

ロスアラモス

フاینマン博士は、第二次世界大戦当時、ロスアラモスの研究所で、原子爆弾の開発に精力的に取り組んだ科学者の一人です。若き物理学者だった博士は、奇抜な発想で、他の若き科

学者達とともにシミュレーション用コンピュータ（というより、計算機）の高速化に成功し、大戦末期の原爆実験に大きく貢献します。

ロスアラモスの砂漠で、世界初の原子爆弾の白い光を目にした博士は、大戦が終結しても、大きな虚無感にとらわれます。自らが関与した最終兵器によって世界が崩壊する可能性を、誰よりも確かに実感した博士でしたが、ロスアラモスで研究をともにした大数学者フォン・ノイマンは、彼に「我々が今生きている世の中に責任を持つ必要はない」という社会的無責任感を博士に披見します。

そして、マッドな科学者の卵だった私には、当時このノイマンの言葉がとても小気味よく感じられたものでした。

科学者と社会

科学への信奉は、現代社

会の根幹をなし、科学の進歩は、社会に変革をもたらします。しかし、科学の担い手である科学者の中には、社会的事象に関心を持たないことが、科学に対する忠誠の証のように思っている者も少なくないでしょう。私も、「世俗的視点」ととられないことこそ、偉大なる科学者の証、なんて思っていたわけです。

その後、ひよんなことから弁護士となった私は、法廷で出会う科学者証人達を見ながら、ノイマンの言葉を思い返します。純粹に科学的理論を突き詰めることこそが、科学者の使命であるのも真実でしょう。そして、一人の科学者が、その発見に対し、この世の責任のすべてを負う必要はないかもしれない。しかし、一つの発見、一人の科学者の出した結論が、社会のあり方と多くの人生を変えてしまう可能性は、決して無視してはならないものです。

追記

科学と人間の狭間で、科学に殉ずるだけでなく、人のためにこそ、孤独で崇高な闘いを繰り広げる科学者も決して少なくありません。科学者と社会の関わりについての私の模索ははじまったばかりです。

フاینマンが径路積分などによって大きな貢献をした量子力学は、現在も長足の進歩を遂げています。最近出版されたマイケル・クライトンの「タイムライン」は、量子力学における多宇宙解釈の考え方をモチーフにしたタイムトラベルの話です。暑さで眠れぬ夜にぜひどうぞ。



民事再生法

そごうの倒産をめぐる、この法律が大変話題になりました。

これまで、企業再建のための法制度としては、会社更生、和議、会社整理などの制度がありました。

しかし、会社更生制度は、主として大企業の倒産を頭においており、小回りがきかないなどの使い勝手の悪さがあります。一方、和議については、和議の申立て中であっても、申立てている債務者の不動産を担保にとっている者の抵当権の実行が止められないという致命的な問題点があります。また、債権者の側から見れば、和議による整理案の実行が本当になされるかどうかの監視が不十分であり、実行の信頼性に欠けるという批判がありました。

今回二〇〇〇年（平成一

二）四月一日に施行された民事再生法は、このような従来の企業再建法の欠点を補うために創設された制度です。

この申立てでは、倒産に瀕してはいるものの、債権者の協力を得れば再建することができ企業や個人が所在地の地方裁判所に申立てて行います。

そして、申立人側の出す再建案も、和議の場合には、申立ての当初から提案しておかなければなりません。この制度では、申立ての後、じっくり検討したうえで提案すればよいことになっています。また、不動産について抵当権を持っているいわゆる担保権者についても、一定の期間その実行の停止を命じることができ、工夫がなされています。さらに、管財人による再建の実行等裁判所の監督も強化されています。

この再建計画が認められるためには、同意するかどうかの意思を表した債権者

の過半数で、議決権総額の二分の一以上の賛成が必要とされていますが、企業の

再建をめざす新しい制度として、もっと利用されたい法律です。